

山形県司法書士会第1回研修会

平成29年7月29日(土)

『株主総会の実務』

宮城県司法書士会

司法書士 立花 宏

1. 研修の目的

商業登記の専門職である私達司法書士は、日常業務において株主総会議事録に触れる機会が多い。登記の添付書類となることが多いからであり、内容を確認し、登記を申請するためである。議事録の内容等について、お客様にアドバイスをすることもある。

しかし、お客様からアドバイスを求められるのは、登記申請に関係する内容についてだけではないこともある。決議等をするにあたっての株主総会の招集や運営の方法についてのアドバイスを求められることもある。

また、登記を申請するためには、その決議を行った会議体等が適正に運営され、決議された内容が適法であることが前提である。

そこで、今回の研修では、登記手続の前提となる株主総会の運営等の実務についての事項を確認し、お客様の相談ニーズに円滑に対応できるよう、理解を深めることを目的とする。

なお、本研修において題材とする会社は、原則として取締役会を設置している公開会社でない会社であることを前提とする。

2. 定時株主総会について考えてみよう

私達が商業登記で、まず、意識する手続は何であろう。

一口に商業登記といってもさまざまな内容があるが、一番、日常的に意識するのは、役員の変更だろう。中でも、任期満了に伴う役員改選手続は、株式会社において、定期的に発生する手続であり、受任することも多いのではないだろうか。そのため、比較的、慣れている業務とも言え、あまり難しい論点はなさそうにも思える。

では、次のような依頼があったら、皆さんはどのように対応をするだろうか。

事例は、現実的とはいえないが、定時株主総会とはなにかを考えるうえでのサンプルということでご容赦いただきたい。

(1) 株主総会の招集関係

定時株主総会の開催時期

(事例1)

事業年度を毎年4月1日～翌年3月31日とする会社から、任期満了に伴う役員改選を行うことについての相談があった。

7月下旬に定時株主総会を開催するという。

その会社の定款を確認すると、定時株主総会については、事業年度終了後、4か月以内に招集する旨が規定されている。

はたして、この規定に基づき、7月下旬に定時株主総会を開催し、任期満了に伴う役員改選手続を行った場合、再任された役員は、“重任”と登記できるだろうか。

・問題点

事業年度の終了後3か月を経過して開催された定時株主総会を、会社法上の定時株主総会として扱うことはできるか？

(参考条文)

会社法 296 条 1 項

定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

一般的に、定時株主総会は、定款により、毎事業年度の終了後3(2)か月以内に招集する旨が規定されていることが多い。これは、定款で、定時株主総会の議決権に関する基準日(会 124 条)を定めていることが多いためである。

基準日を定めることができる株主の権利は、基準日から3か月以内に行使するものに限られており、事業年度の末日を基準日と定めているため、そこから3か月以内に定時株主総会を開催する必要があるからである。

では、定款で基準日を定めていない(定款以外でも基準日を設けていない

ものとする)場合、事例のように、定時株主総会を事業年度の終了後4か月以内に招集するといった定めを定款に設けることはできるのだろうか(あるいはなにも設けないことはできるのだろうか)。

結論として、そのような定款の定めも許容される。

会社法上は、定時株主総会は、毎事業年度の終了後“一定の時期”に招集せよと規定しているが、一定の時期には特段の制約は設けていないからである(1)。

よって、今回のケースで7月に定時株主総会を開催し、任期満了に伴う役員改選を行い、再任の役員については重任登記をすることも、理論上は可能である。

しかし、現実には、定時株主総会は事業年度の終了後、2(3)か月以内に招集されているのがほとんどである。

理由として、税務申告の関係があげられる。法人税法74条により、法人は事業年度の終了後、原則として2か月以内に、“確定した決算”に基づき、税務申告をしなければならないとされているからである。そして、この“確定した決算”というのは、定時株主総会の承認等により確定した計算書類を意味すると解されているからである(2)。

- (1) 非営利型の一般社団法人等では、定時社員総会を、たとえば、毎事業年度の終了後4か月以内に招集する旨を定款で規定し、それに従い、定時社員総会を開催しているケースも実際に存在する。
- (2) 中小企業等においては、株主総会等の承認を得ることなく、代表者等により決算が行われ、申告されているのが実情であり、株主総会等の承認を確定申告の要件とするのは実体に即していない。よって、株主総会等の承認を経ない決算書類に基づいて確定申告が行われたからといって、その申告は無効と解するのは相当でないとする見解がある(福岡高裁平成19・6・19)。

参考論点 中小企業に基準日は必要か?

中小企業においても、定時株主総会の議決権に関する基準日を定款に定めていることが多い。(定款以外で)基準日を定めたときは、公告をしなければならない(会124条3項)。その費用負担を避けるためであろう。

しかし、多くの非公開会社である中小企業では、会社が株主の異動状況を把

握するのは難しくない。定時株主総会の議決権に関する基準日を設ける必要性はそれほど高くないのではないだろうか（参考：立花宏『商業登記実務から見た中小企業の株主総会・取締役会』（中央経済社）12頁）。

開催時期の範囲

定時株主総会の開催時期については、定款に事業年度の終了後4か月以内に開催すると規定することも、会社法上は許容される。

では、事例1の株式会社は、事業年度の終了後4か月以内であれば、任意の時に開催すればよいのだろうか。

（事例2）

事例1の会社において、従来は5月下旬に株主総会を開催していたことがわかった。

会社担当者の説明によれば、今年は、事情があって決算手続きが遅れたために、7月にずれ込んだとのことである。

定時株主総会を招集するにあたり、なにか注意すべき点はあるだろうか。

法令の規定によれば、「定時株主総会の日時が、前事業年度に係る定時株主総会の日に応答する日と著しく離れた日である場合にはその理由」を決定し、それを株主総会の招集通知に記載しなければならないとされている（会299条4項、規63条1号）。

著しく離れた日とはどのくらい離れた日をいうのだろうか。

会社法立案担当者の解説では、会社の規模や過去の定時株主総会の開催状況等の個別の事情によるとしつつ、『一般的には、定時株主総会が、ある事業年度に係る計算書類等の確定をすることを目的とすることに鑑みると、決算期を変更していないにもかかわらず、「前事業年度に係る定時株主総会の日に応答する日」から、たとえば1か月以上遅れて定時株主総会を開催することとなれば、「著しく離れた日」と評価されることとなるものと解される』（相澤ほか『論点解説新・会社法 千問の道標』（商事法務）470頁としている）。

今回はこの規定に該当し、株主総会の招集するにあたり、その理由を決定して招集通知に記載する必要があるように思われる。

どの程度具体的な内容が必要かは、事案により異なるだろうが、今回の場合であれば、決算手続きが遅れた理由の一例として、「売上計上時期の会計処理方針

について、顧問税理士との意見の相違があり、その調整のために時間を要したため」といった内容等が考えられよう。

開催場所

決算手続きが終わり、定時株主総会を開催することになったとする。

改正前の商法では、総会は定款に別段の定めがある場合を除き、本店の所在地又はその隣接地であることを要する旨が規定されていた。

平成 18 年改正会社法では、この規定が削除された。

とすると、開催場所については、なにも制限がなくなったのだろうか。

たとえば、次の事例のような相談を受けたと想定してみよう。

どのように回答するのが適切だろうか。

(事例 3)

会社の担当者によると、従来、定時株主総会は山形市平久保にある「山形ビッグウイング」を会場としていた。今年も同会場を予約しようとしたところ、株主総会予定日には既に予約が入っているとのことで、予約できなかった。やむなく、山形市七日町にある別の会場「山形 J A ビル」に変更した。

従来と会場が変更になるが、問題はないか。また、なにか手続きは必要か？

開催日時と同様に、開催場所についても「過去に開催したいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき」はその理由を決定し、株主総会の招集通知に記載する必要がある（会 298 条 1 項 1 号 5 項、規 63 条 2 号）

なお、開催場所の変更の場合は、定款に規定がある場合のほか、欠席する株主全員の同意があれば、招集通知への記載は不要とされている。

今回のケースでは、招集通知への記載は原則として必要だろうか。

なお、定款には特段の記載はなく、株主全員の同意も得ていないものとする。

結論としては、原則として不要と考えるが、株主の居住地等を勘案し、個別に判断が必要な場合もありえると考ええる。

招集通知への理由の記載の要否は、株主が株主総会の開始時間に出席することが困難となるような場所であるかどうかが基準となるからである。

このようなケースでは、開催場所が変更となったことへの注意を喚起し、株主の参加を促すためにも、原則として、変更の理由を記載することが望ましいと考える（参考：立花宏 前掲 22 頁以下）。

開催日時・開催場所の変更

一度決めた開催日時・開催場所であるが、招集通知を発送したあと、事情があり、変更する必要がある場合、変更することは可能であろうか。

たとえば、次のようなケースはどうだろう。

(事例4)

事例の会社で定時株主総会の開催を予定していたところ、当日、七日町付近で、大規模な道路工事が実施されており、近隣道路が大混雑したため、大多数の株主の出席が間に合わない状況となった

そのため、株主総会の開催予定(場所・日時)の変更を検討することにした。

その結果、少し離れた別会場を確保することは可能であることが判明した。株主総会の会場を変更することは可能だろうか。

また、会場を変更せず、日時を延期することはどうだろうか。

まず、日時を変更する対応が可能かについて考えてみよう。

この場合は、変更する旨の通知(「招集の撤回」と「あらたな招集」)を行う必要がある。そして、変更後の開催日の1週間前までに発する必要がある。

『日時と議題が同一であれば、場所が緊急に変更されても、その対応を正しく行えば株主総会の同一性を失うことはないといえる。しかし、たとえ議題と場所が同一であっても、日時が異なると株主総会の同一性は失われる』(東京弁護士会『新・株主総会ガイドライン』(商事法務)3頁)からである。

ただし、当日内の変更であれば、出席株主の出席権を侵害しない限り、変更が可能と解されている。

総会当日に、やむを得ない理由で開催時間を変更する場合には次の考え方が目安といえる。

(開催時間を早める場合)

株主全員の同意がある場合は可。

(開催時間を遅らせる場合)

たとえば、株主の出席の便宜のため、短時間、遅らせることは会社の判断で可能といえる。しかし、長時間であれば、株主全員の同意が必要だろう。

次に開催場所の変更について考えてみよう。

招集通知に記載された開催場所は変更できないのが原則である。

ただし、やむを得ない場合には、株主への個別の連絡や、会場に誘導係を配置する等の適切な対応をとることにより変更も可能とされている。

今回のケースでは、開会時間の変更を検討し、場合によっては、近隣の他の会場が確保し、必要な対応をすることになるろう。

(2) 株主総会の運営関係

出席者の確認

株主総会を開催するには、株主の出席が必要である。株主総会は、株主による意思決定の場だからである。

よって、株主総会を開催するにあたっては、定足数にたる株主の出席があるかの確認が必要である。それに加え、株主総会に出席した者が、当該株主総会に出席することができる者であるかどうかの確認も必要である。

まず、株主の出席の確認について検討してみよう。

(事例5)

事例の会社で、定時株主総会の開催を迎えた。

会場受付で、出席した株主の受付業務を行っていたところ、ある株主の代理人として、弁護士が委任状を提示していた。

この会社は、株主総会における代理出席は、定款で他の株主1名に限定しているが、この弁護士は株主ではない。

この弁護士の出席はどのように扱うべきだろうか。

会社法は、議決権行使の機会を保証するために、代理人による議決権を行使を認めている。しかし、一定の制限を設けることは許容している。たとえば、代理人の数の制限については明文(会310条5項)認めているし、目的が合理的なものであり、制限方法が相当な範囲内であれば、議決権の代理行使について制限を設けることは判例でも認められている(最判昭和43・11・1)。

その趣旨は、総会屋など株主以外の第三者によりかく乱されることを防止し、会社の利益を保護する趣旨であり、株主総会の円滑な運営を確保するためであ

る。

弁護士は、法律家であり、そのような行為をしない蓋然性が高いと考えられ、株主の議決権行使の権利を確保するため、認めてもよいようにも思われる。

しかし、中小企業において株主が弁護士を代理人とする場合には、株主同士の意見の対立が明確であることが多いであろう。

株主が弁護士を代理人として出席させる意図がどのようなものと予想されるかにもよるだろうが、対応について、会社の顧問弁護士に相談するよう、アドバイスするなどの対応をとることになるだろう。

私見としては、弁護士といえど、原則として、代理出席は拒否できると考える。

最近の判例も下記のとおり、拒否できるとするが、拒否できないとする判例（神戸地尼崎支判平成 12・3・28、ただし、上場会社の事例）もあり、慎重に対応する必要があると考える（参考：立花宏 前掲 53 頁以下）。

参考判例

「一般に、弁護士は、社会的な信用が高く法律知識が豊富であるから違法、不当な行為をしない蓋然性が高いものであると信じられているところである。しかし、Xがいうところの弁護士等のように、そのような高い信頼の下にある職種のものであって、具体的に株主総会をかく乱するおそれのない者については、株主でない者であっても代理人となることを許さなければならないとすれば、（略）その都度その者の職種を確認し、（略）個別具体的に検討しなければならないことになるが、（略）どのような要件の下に出席を拒むことができるのかなど、明確な基準がないままに実質的な判断を迫られ、その結果、受付事務を混乱させ、円滑な株主総会の運営を阻害するおそれがある。」（東京高判平成 22・11・24）

山形県司法書士会では？（１）

山形県司法書士会の会則にも、当然ながら、総会の運営についての規定がある。もし、定時総会にどうしても出席できない場合、代理人を出席させることはできるだろうか。会則ではどうなっているだろう。

会則 43 条 2 項では、他の司法書士会員を代理人として、議決権を行使することができるとしている。

よって、前記株式会社と同様の議論があろう。もし、会員である司法書士が弁護士を代理人として出席させようとした場合、執行部及び議長はどのような対応をとられるのであろうか。

そのような事態は考えにくいのかもしれないが、このような場合の受付マニ

ュアル等はどのように定めてあるのだろうか。

おそらく、代理人は事前に届け出ることになっており、届け出られた際に対応することになっているのだろう。当日の受付で対応が必要となるような場合は避けられるようにしてあるのではないだろうか。

では、次のケースではどうであろう。

(事例6)

事例5の場合で、会場受付で、出席した株主に対する受付業務を行っていたところ、ある株主が弁護士を連れて総会に入場したいといい、弁護士を同伴していた。

この弁護士の出席は認められるだろうか。

拒否できるものとする。

総会への出席は、株主本人か代理人であることが原則である。

株主総会の会議体のメンバーは株主であり、そのメンバー以外の者の出席は原則として認められないのである。

また、弁護士に代理権があるとしても、株主と代理人の両方の出席は拒否できると考える。

株主以外の者の出席の可否は、株主総会開会前は会社の業務執行機関の判断、開会後は議長の秩序維持権に基づき、判断されることになる。

なお、たとえば、身体の不自由な株主を介助する方等の出席は認められるべきであろう。

一方、秩序維持のために警察官や警備員を、議長の議事運営の補助のため、顧問弁護士を出席させることは許されると考えられる（東京弁護士会会社法部『新・株主総会ガイドライン〔第2版〕』（商事法務）50～52頁）。

役員の出席義務

関与している会社の担当者より、次のような質問を受けた。

どのように回答したらよいだろうか。

(事例7)

株主総会で議案の説明を行う予定であった取締役が風邪をひき、株主総会を欠席することになった。

当該取締役が欠席することは問題はないか。

また、当該取締役が説明予定であった議案について、株主より質問が出た場合、他の取締役が説明すれば問題はないか。

役員が正当な事由がある場合に株主総会を欠席しても、善管注意義務には違反しないとされている。十分な説明がなされるのであれば、他の取締役が説明することも可能である。

役員の出席義務を直接に規定した条文はない。しかし、役員は、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、必要な説明をしなければならぬ（会 314 条）とされており、この規定は、取締役や監査役の株主総会への出席義務を間接的に定めたものとされている。また、取締役や監査役は会社に対して善管注意義務を負う（会 330 条、民 644 条）ため、株主総会に關与する義務があると考えられる。

しかし、正当な事由がある場合には、欠席しても善管注意義務には違反しない。役員が負っている本質的な義務は、あくまでも説明義務であるからである。そのため、欠席したこと自体を理由にペナルティが課されることはない。

今回のケースでも、欠席理由は正当事由に該当すると考えられ、他の取締役により、株主に対しての説明義務が果たされるのであれば、問題はないと考える。

取締役は取締役会として株主に対応するのであり、仮に株主から回答者を指名した場合でもこれに拘束されない。

一方、指名されたのが監査役である場合は注意が必要である。この場合は、原則として指名された監査役が回答しなければならない。監査役は各自が独自に監査権限を有する独任制の機関だからである。

ただし、質問の内容が他の役員が回答すべきものである場合は、議長は、その旨を説明の上、他の役員に回答させても差し支えない。

コラム

株主総会議事録には、出席役員を記載する必要がある。

その理由は何であろうか。

前記のとおり、役員は株主の質問等への説明義務を負っている。

出欠状況の記載は、この説明義務が果たされているのかどうかを判断するうえで、重要な情報といえるからである。

欠席することについて正当な事由がある場合には、それを議事録に記載することが望ましいとする見解もある（桃尾・松尾・難波法律事務所『コンパクト解説 議事録作成』28 頁）。

ただし、株主総会議事録は本店（写しを支店）に備え置く必要がある。記載

するにしても、プライバシーや、会社の業務上の営業機密等への配慮が必要だろう（参考：立花宏 前掲 58 頁以下）。

株主総会の議長

定足数に足る株主の出席があると、株主総会が成立する。

そこで、株主総会を開会することになるが、議事進行を円滑にするため、通常は議長が選任される。

この会社の定款には、株主総会の議長は代表取締役社長が当たる旨、また、代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる旨が記載されている。

さて、以下の事例を考えてみよう。

（事例 8）

株主総会当日、議長となる予定であった代表取締役社長が交通事情により遅刻し、総会開会時間に間に合わない状況となった。

代役の議長を立てようと思ったが、あらかじめ定めた順序がなかった。

この場合、議長はどのようにして決めればよいか。

この場合は、当該株主総会で議長を選任することになる。

商法では、「総会ノ議長ハ定款ニ定メザリシトキハ総会ニ於テ之ヲ選任ス」と定められていた。会社法ではこの規定が削除されているが、考え方は変わっていない。会社法立案担当者の見解によれば、「定款に定めがなくても、会議体の運営に関する事項であることから、これを当該株主総会で選解任することができることは当然である」（相澤ほか 前掲 488 頁）としている。

定款の定めは議長を選任するための手間を省く趣旨に過ぎないため、定款に定められた議長に事故あるため、議長を選任する必要があるときは、原則に戻り、株主総会で選任することになる。

ちなみに、事例 8 では、代表取締役社長が交通事情により遅刻するというケースであった。こうしたやむを得ない事情であれば、定款に規定する“事故あるとき”に該当するといえるだろう。

では、次の場合はどうであろう。事例 8 の前提と異なり、代表取締役に事故あるときのあらかじめ定めた順序（第 1 順位 専務取締役）が定めてあるという前提で考えてみよう。

議長の代役は、あらかじめ定めた順序に基づき、専務取締役となるのだろう

か。それとも、“事故あるとき”に該当せず、議長を株主総会で選任することになるのだろうか。

(事例 9)

株主総会当日、代表取締役社長から連絡があった。

今回の株主総会は、会社の業績の不良から荒れる可能性があり、出席したくないという。

説明義務を果たすため、連絡はとれるようにしておくので、他の役員が一致団結して、株主総会を乗り切ってほしいというのである。

さて、議長はどのように選任されるべきだろうか。

この代表取締役社長の善管注意義務については、ここではおいておくことにして、はたして株主総会の議長は誰が就くことになるかという論点を検討する。

もし、代表取締役社長のこの身勝手な理由による欠席が“事故あるとき”に該当するのであれば、あらかじめ定めた順序により専務取締役が議長に就くことになる。該当しないとすれば、株主総会で選任する必要がある。

はたしてどちらであろうか。

結論としては、“事故あるとき”に該当すると解する。

“事故あるとき”とは、病気等の事実的障害により物理的に出席が不可能な場合にとどまらず、自らの意思によって総会に出席しない場合等、株主総会の運営等に事実上支障をきたす場合もすべて含む」とする判例(高間地判昭和 38・12・24)がある。

今回、自らの意思によって欠席を決定したのであるが、この場合も“事故あるとき”と解釈し、専務取締役が議長に就くことになる。

では、次の場合はどうだろうか。

(事例 10)

事例 9 のケースで、専務取締役の説得により、代表取締役社長が株主総会に出席することになった。

しかし、それを聞きつけた株主が議長不信任の動議を提案し、なんと可決されてしまった。

この場合も”事故あるとき”として専務取締役が議長に就くことになるのだろうか。

事例 9 と相違し、こちらは難問である。

実は、こちらのケースは、“事故あるとき”に該当するとする見解と、該当しないとする見解の両方がある。

“事故あるとき”に該当するとする見解からは、定款において他の取締役となる旨が定められている（定款の定めに基づき、あらかじめ定められたものがある）以上、それ以外の者を選任した場合には定款違反になるとの主張もされている。

一方、“事故あるとき”に該当しないとする見解からは、議長不信任決議は事故あるときには該当せず、株主総会で選任することになると主張する。

双方の見解を参考にしつつ、定款の定めは議長選任の手間を省く趣旨にすぎないため、議長不信任の決議とあわせて、新議長の選任決議がなされなかった場合には、“事故あるとき”として、定款に基づき、議長が就任するという立場もある（荻野敦史編『重要判例で読み解く株主総会の運営』（清文社）178 頁）。

実務上はこの立場により、運営するのが適当だろう（立花宏 前掲 46 頁以下）。

山形県司法書士会では？（2）

皆様が所属する山形県司法書士会では、総会の議長は誰が務めているだろう。会長だろうか。

おそらく、会長ではないだろう。では、どのように選任されているのだろう。

総会では、おそらく、こんなやり取りをされているのではないだろうか。

（司会）会則第 46 条の規定に基づき、本総会の議長の選任を行います。候補者の指名について、いかが取り計らいましょうか。

(会場より 「司会者一任」の声)

(司会) 司会者一任の声がありますが、司会者からの指名にご異議ございませんか。

(異議なし)

(司会) それでは、司会者に一任されましたので、はなはだ僭越ではございますが、本総会の議長候補者の指名を行います。議長候補者に 支部の 会員を指名させていただきます。 会員を議長に選任することについて、皆様ご異議ございませんでしょうか。

会則第 46 条に「総会の議長は、総会で選任する」とされており、会議体の原則通り、総会で選任しているのである。

では、なぜ、会長が務めないのだろうか？

個人的な見解ではあるが、それが原則であり、むしろ株式会社において、代表取締役社長が議長を務めることが多いのが例外的なのではないかと考えている。

というのは、役員は会員(株主)という会議体の構成員に説明義務を負う立場である。議事進行を行う役割を担う議長は、そうした役員とは別の人間が担当するのが自然ではないだろうか。

では、会員以外、たとえば司法書士会職員を議長とすることはできるだろうか。

これについては、「会議体の一般原則からすれば、議長はその会議体のメンバー(株主総会の場合は株主)たることを要する。しかし、会社運営について責任を負う立場にある取締役は、総会の議事運営についても責任を負うのであるから、代表取締役その他の取締役も、仮に非株主であっても議長となりうる(東京弁護士会 前掲 71 頁)とする見解があり、やはり、議長は会員(あるいは役員)から選任するのが妥当であろう。

なお、議長は議事運営にあたるだけであるから、監査役さらには第三者であっても議長となりうるとする見解もある(東京弁護士会 前掲 71 頁)。

ところで、たとえば、医療法には、医療法人(社団型)に関する規定として、次のような規定がある。

第 46 条の 3 の 3 社員は、各一個の議決権を有する。

2 (略)

3 社員総会の議事は、この法律又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

3 項で、可否同数のときは、議長の決するところによるとしており、4 項で、この場合には議長は社員としては議決に加われないとされている。

すなわち、議長は社員であることが前提の規定である。

社団における社員総会という会議体の議長の原則的な考え方が反映された規定といえるのではないだろうか

なお、山形県司法書士会会則にも同様の規定がある(43 条 1 項)。

株主総会の目的である事項、議題及び議案

取締役会設置会社においては、招集通知に記載された目的である事項以外の事項は、当該株主総会で決議することができない(会 309 条 5 項)。

では、次のような場合は、株主総会で決議することができるだろうか。

(事例 11)

本株主総会の招集通知に記載した目的である事項に、「第 1 号議案 取締役 1 名選任の件」があった。議案の要領として、取締役候補者 A を記載していた。

しかし、株主総会当日、急きょ、A が取締役に就任することを辞退したので、他の候補者を選任することを提案することにした。

はたして可能だろうか。

目的である事項が、「第 1 号議案 取締役 A 選任の件」の場合はどうだろうか。

問題は、別の候補者を選任することが、招集通知に記載された目的である事項の範囲内かどうかである。

この事例を検討する前に、株主総会の目的である事項とはなにかについて確

認するため、目的である事項、議題、議案について整理してみよう。

株主総会招集通知に次のような記載があった場合、株主総会の目的である事項はどれだろうか。

(事例 12)

報告事項

第〇期（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）の事業報告の内容報告の件

決議事項

第 1 号議案 第〇期（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）の計算書類の承認の件

第 2 号議案 取締役 名選任の件

株主総会は、株主が一定の事項を決議するために開催するのであるから、第 1 号議案、第 2 号議案は株主総会の目的である事項と考えてよいだろう。

では、報告事項はどうだろうか。

事例 12 でいえば、事業報告の内容報告は株主総会の目的である事項だろうか。

前記のとおり、条文では、「招集通知に記載された目的である事項以外の事項は、当該株主総会で決議することができない」(会 309 条 5 項)とされているため、報告事項は目的である事項ではないように思える。

結論として、株主総会の目的である事項は、報告事項と決議事項の両方が含まれる。前記条文は、会社法 309 条という（株主総会の決議）の条文に規定されているため、前記のような記載となっていると思われる。

では、事例 12 の第 1 号議案、第 2 号議案は何に該当するだろうか。

議案となっているので、文字通り議案だろうか。

今回の決議事項は、この第 1 議案及び第 2 号議案の 2 つである。

この個々の決議事項を「議題」という。会社法 303 条 1 項にある株主総会の目的である「一定の事項」のことであり、議論の個々のテーマ又は主題のことである。

そして、議案は議題の具体的な中身のことである。たとえば、「取締役 1 名選

任の件」という議題に対する議案が、「 氏を取締役に選任願いたい」というものである

(参考条文)

(株主提案権)

第 303 条 株主は、取締役に対し、一定の事項（当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。次項において同じ。）を株主総会の目的とすることを請求することができる。

今回の会社では、個々の決議事項の表題を「第〇号議案 〇〇」と表示しているが、これは「議題」だろうか。「議案」だろうか。

厳密に言えば、これらは議題であり、本来、「第 1 号議題 」、 「第 2 号議題 」といった具合に表記するのが正式といえるだろう。

しかし、慣例的に、日本の会社実務ではこれらを「第〇号議案 〇〇」と表記してきており、これらを誤りとまでは言えなくなっている。厳密な用語の使い分けとは別に、慣例的な使用法として社会になじんでいるため、これはこれで、日本の株主総会用語として認められていると考えられる。

なお、法律的な意味を尊重し、一時、日立グループでは、「第 1 号議題 」、 「第 2 号議題 」という表記をしていたようである（金子登志雄「事例で学ぶ会社法実務」(中央経済社) 165 頁以下)。

よって、事例 12 については、「第 1 号議案 第〇期（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）の計算書類の承認の件」、 「第 2 号議案 取締役 名選任の件」が議題ということになる。

そして、議案は議題の具体的な中身のことである。

たとえば、「取締役〇名選任の件」という議題に対する議案が「 氏を取締役に選任願いたい」である。

議題は決議事項であり、すなわち、株主総会の目的である事項であるため、招集通知に記載がなければ決議することができない。

では、議案はどうだろうか。
議案は、一定の範囲で変更が可能とされている。
取締役側からの提案に対し、株主から、議案の内容の修正を求められること（動議）がある。
もし、議案の変更ができないとすると、動議もできないことになるだろう。

ちなみに、取締役側からの議案の修正はできないとする見解もある。
この見解に従う場合には、出席している主要株主から、新たな候補者を提案する修正動議を提出してもらい、議案の変更する等の対応をすることになるだろう（立花宏 前掲 59 頁以下）。

さて、いよいよ、事例 11 に戻ろう。
まず、「第 1 号議案 取締役 1 名選任の件」としていた場合である。
この場合の議題は、取締役を 1 名選任するというものである。
その議案の中身が「A を取締役に選任願いたい」というものである。
議題ではなく議案の変更であるため、候補者を変更することも可能ということになる。

では、目的である事項を「第 1 号議案 取締役 A 選任の件」としていた場合はどうだろうか。
この場合は変更できないだろう。
取締役に A を選任することが、議案ではなく、議題とされているのである。
「A」という人物を取締役に選任することが株主総会のテーマであるので、他の取締役に選任するということは、そのテーマ自体を変更することになるからである。

動議への対応

株主総会においては、株主から動議が提出されることがある。
動議には議事進行上の動議と議案の内容に対する動議がある。
前者については様々な内容のものがあるが、原則として、議長の権限となる

株主総会の秩序維持・議事整理権に基づき、議長の裁量で判断し、処理することとなる。一定のものは議長の裁量では決定できず、株主総会に諮る必要がある。

後者については、修正動議が許される範囲はどのくらいの範囲なのかという問題がある。

内容が法令や定款に違反する場合は、当該動議は許されないことは当然である。また、取締役会設置会社においては、招集通知に記載されていない事項は決議できないため、修正動議の範囲に限界があるからである。しかし、その範囲は明確であるとはいえない。前記の目的である事項、議題、議案の区別のところで、修正の範囲についても少し触れているが、その他の事例について、以下でみてみよう。

）議事進行上の動議

（事例 13）

株主総会の議事を進行していた途中、予定の時間となり、議長が休憩を宣告した。

すると、株主の一人から、「時間がもったいないので、休憩なしで続行してほしい」という動議が提出された。

どのように対応すべきか。

この場合は、原則として、議長の権限となる株主総会の秩序維持・議事整理権に基づき、議長の裁量で判断し、処理することとなると考える。

ただし、議長の権限の性質については、会議体の原則に従い、最終的な決定権限はあくまでも株主総会にあるとする考え方もあり、その考え方に従えば、議事進行上の動議もすべて株主総会に諮って決める必要がある（中村直人『株主総会ハンドブック』（商事法務）374、386頁）。

某司法書士会では？

司法書士会の総会では、事例のような場合にどのような対応をしているのだ

ろうか。司法書士会では、それぞれ会議規則を設けていると思われるが、それによることになる。会議規則まで情報開示している単位会があったので、その会議規則をみたところ、その単位会では次のような対応となるようである。

山形県司法書士会様ではどのように規定されているのだろうか。

「今の動議に対し、支持者はおりますか」

議長は、直ちに処理する必要があるものと判断した場合、議場に支持者がいるかどうかを確認する。会議規則によれば、支持者が5人以上いなければ、その動議を議題とすることができないからである。

なお、議事進行上の動議の場合、質疑又は討論を省略して表決に付することができる。さらに、議長がその趣旨を適当と認めるときは、表決を省略し、議長が決定し、措置することができることとされている。

よって、支持者が必要数いた場合、適当と認め、議長の判断で続行することも可能である。会議の経過時間によっては、しかし、休憩したいと考えている会員もいる可能性もあり、議場に諮ることを検討してもよいのではないだろうか。

次に議案の中身の動議への対応について、検討しよう。

）議案についての動議

つづいて、議案についての動議を検討しよう。

次の動議は認められるだろうか。

（事例 14）

計算書類の承認の議題について、計算書類の内容を説明したところ、株主より、内容についての疑義がだされ、株主より、貸借対照表の表記について訂正を求められた。

会社法の規定に基づき、監査役の監査を受けた上で、取締役会で承認を受けた計算書類である。

修正することはできるのだろうか。

結論として、株主の予見できる範囲であれば修正は可能である。

計算書類は定時株主総会の承認を受けることにより確定する。承認を受けていない計算書類は未確定であるため、修正議案が決議されれば、修正議案のとおり計算書類が確定することになる。

なお、大会社である会計監査人設置会社においては、一定の場合、取締役会で承認を受けることにより確定し、株主総会では報告事項となる場合がある。

この場合は、既に確定しているため、株主総会での修正はできないという結論となる。

次に、剰余金の配当について検討してみよう。

(事例 15)

株主総会の議題に、剰余金の配当があった。

その他利益剰余金を原資として総額 500 万円の配当を行うというものである。

それに対して、株主より総額 300 万円に減額し、減額分 200 万円は任意積立金にせよとの動議があった。

仮に、株主総会で決議されれば、200 万円を任意積立金にすることはできるだろうか。

剰余金の配当は会社法 453 条に規定されている。

一方、任意積立金の積み立ては、剰余金の処分であり、これは会社法 452 条に規定されている。

条文が異なるため、これらは、株主総会の議題としては別のものであると考えられる。

株主総会の議題は剰余金の配当であったが、剰余金の処分は当初の議題には含まれておらず、招集通知にも記載されていなかった。

取締役会設置会社においては、招集通知に記載されていない事項は決議できないため、任意積立金の積み立てを行うことはできないと考えられる。

(ただし、全株主が出席しており、全株主が同意した場合は、決議する余地はあるとも考えられる)

なお、剰余金については、増額はもとより、減額の同意も許されるものと解されている。株主が予見できることを理由とする。

次に、以下のケースはどうだろうか。

(事例 16)

本株主総会の招集通知に記載した目的である事項に、「第 3 号議案 取締役 1 名選任の件」があった。議案の要領として、取締役候補者 A を記載していた。

しかし、株主総会当日、株主からもう 1 名、B も取締役に選任してほしいとの動議があった。

A と B の両方を取締役の選任することは可能だろうか。

定款の員数規定には違反しないものとする。

前記した、議題と議案の違いを考えると、A と B の両方を選任することはできないように思われる。

ところで、これに関連する先例がある。

株主総会の招集通知に「監査役 2 名選任の件」としていた場合に、株主総会の席上で議長の提案により選任する監査役が 1 名追加され、合計 3 名の監査役の選任が満場一致により決議された事案である。

選任する監査役が 1 名追加されたとしても、監査役の員数に関する定款規定に反しない限り有効としている（昭和 37・5・25 日第 89 号民事局第 4 課長回答）。

この先例の解説（「登記研究」176 号 64 頁以下）では、要約すると、次のようなことを述べている。会議の目的である事項とは単なる議案の輪郭を明らかにする議事項目の記載があれば足り、たまたま選任すべき監査役の員数が記載されていても、その記載は特に主要なものでなく、選任する監査役の員数が修正されたとしても株主が不利益を受けることにはならない。

なぜなら、取締役の選任であれば、定款で排除していない限り、累積投票を請求するかどうかの判断をするために員数の記載は必要としても、監査役の選任については、累積投票が認められていないからとしている。

しかし、平成 3 年の判例（東京高判平成 3・3・6）では、累積投票が認められているか否かにかかわらず、取締役の選任行為の重要性に鑑み、目的である事項として、選任すべき取締役の員数を明らかにすべきとしており、前記先例は、現在は効力を有しないものとする。

よって、結論としてはAとBを両方選任することはできないということになる。

ただし、会社の規模等によっては員数の記載がなかったとしても不適法とは言えない場合もあると思われる。特に、中小企業においてはそのような場合が多いだろう。会社の規模等を考慮しつつ、株主の権利を害しないような判断が必要と考える（立花宏 前掲 70 頁以下）。

ところで、話はそれるが、事例において株主全員出席の上、全員一致で 2 名選任した場合には、有効と解する余地があると考えますが、仮にそれが、定款の員数規定に違反していた場合はどうなるだろうか。

たとえば、取締役の員数は 3 名以内となっている会社において、結果的に 4 名選任してしまったような場合である。

この場合は、株主総会の決議の内容が定款に違反していることになる。

よって、株主総会の決議取消事由（会 831 条）となる。

決議の内容が定款違反の場合、定款は会社内部の自治法であり、それに違反する瑕疵は、会社関係者のみに主張させれば足り、先に定款変更をすべきであったのにこれを怠ったという点で手続違反とみることができるからである（金井高志『民法でみる商法・会社法』（日本評論社）75 頁）。

私見では、決議取消期間を経過すれば、原則として取消はできないため、登記は受理されるべきと考える。

（事例 17）

本株主総会の招集通知に記載した目的である事項に、「第 4 号議案 役員報酬改定の件」があった。議案の要領は以下のとおりであった。

取締役 A 月額 50 万円

取締役 B 月額 50 万円

これに対し、株主から動議があった。報酬額を以下のとおりに変更せよというのである。はたして可能か。

取締役 A 月額 60 万円

取締役 B 月額 40 万円

取締役 A については増額、取締役 B については減額である。

取締役全員の報酬の月額報酬の合計額は変わっていない。合計額が変わっていないのであるからこのような変更も可能なように思える。

しかし、議案として提出された各取締役の報酬額は、それぞれが独立した議案であり、今回のケースの動議は、取締役Aの月額報酬議案50万円について月額報酬60万円に増額せよ、という動議と、取締役Bの月額報酬案50万円について月額報酬40万円に減額せよ、という2つの動議である。

減額の動議は株主に有利な変更であり、許されるが、増額の動議は株主に不利な変更であり、株主の予見できる範囲を超えるものだから、許されないと考える。

よって、今回の事例では、Bについての動議は審議することになるが、Aの動議については、審議することは許されないと考える。

もし、この動議が、Aの報酬額とBの報酬額を一体のものであるとすると、動議全体として瑕疵を帯び、全体を取下げざるを得ないのではないだろうか。

参考 動議がでた場合の委任状の取扱い

株主総会の委任状には法定の書式や記載事項があるわけではなく、様々な内容の委任状が考えられる。

記載事項の違いにより、動議がでた場合の委任状の取扱いは異なるだろうか。

まず、委任状に賛否等の記載欄がない白紙委任状、あるいは、賛否欄に記載のない場合はどうだろうか。この場合は、代理人の判断により議決権を行使することが可能と解釈されている。

では、委任状に賛否の記載はなされているが、動議がでた場合の記載がなされていない場合はどうだろう。代理権が動議の議決にも及ぶことが明記されないものとする。この場合も、代理人は善良な管理者の注意をもって、動議についても議決権を行使することができるかと解釈されている（立花宏 前掲74頁以下）。

決議の省略の利用

株主総会については、会社法319条により、決議の省略が認められている。

中小企業で、実際に法律にのっとった招集手続きや株主総会の運営を行っているかといえば、なかなか肯定するのは難しいかもしれない。

しかし、中小企業で法務面の紛争やトラブルがないかといえば、決してそうではない。そういった紛争事案が裁判所に持ち込まれることは、中小企業とい

えど、少ないとはいえないといえるだろう。

株主総会の招集や運営の瑕疵は決議取消の原因ともなる。

中小企業では、株主がごく少数の会社も少なくない。

そういった会社では、会社法 319 条の決議の省略の制度を利用することを積極的に考えてもよいのではないだろうか。

各株主の意思表示が同意書という形で残り、紛争事案においては、決議が成立した証拠書面ともなる。

また招集手続という複雑な手続を踏むこともない。

ただ、会社代表者等が、単に同意書という書面だけを取り付けることに終始することには注意が必要だろう。

会社から提案するにあたっては、法律上の要請ではないが、提案書という形で、参考資料等も添付した上で、株主の判断を仰ぐことが必要だろう。

決議の省略の制度は、定時株主総会にも利用できる。

中小企業のほか、大企業の 100%子会社でも利用が検討できるであろう。